

第 180 回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：平成 28 年 3 月 25 日（金）

午後 1 時 35 分から午後 2 時 55 分まで

場 所：県庁行政庁舎 9 階 第 1 会議室

○次第

1 開 会

2 報 告

第 179 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

3 議案審議（2 件）

議案第 2328 号 石巻広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について

議案第 2329 号 石巻広域都市計画区域の区域区分の変更について

4 そ の 他

5 閉 会

○出席委員

阿留多伎 真人	尚綱学院大学環境構想学科教授
牛 尾 陽 子	公益財団法人東北活性化研究センターフェロー
内 田 美 穂	東北工業大学環境エネルギー学科准教授
森 杉 壽 芳	日本大学総合科学研究所教授
豊 田 育 郎	農林水産省東北農政局長（代理）
川 瀧 弘 之	国土交通省東北地方整備局長（代理）
中 尾 克 彦	宮城県警察本部長（代理）
奥 山 恵美子	宮城県市長会会長（代理）
齋 藤 正 美	宮城県議会議員
高 橋 啓	宮城県議会議員
秋 山 昇	宮城県町村議会議長会会長

（以上 11 名，敬称略）

○審議結果

- ・議案第 2328 号（石巻広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について）
【議決】原案を承認する。
- ・議案第 2329 号（石巻広域都市計画区域の区域区分の変更について）
【議決】原案を承認する。

○議事

平成 28 年 3 月 25 日（月）午後 1 時 35 分 開会

1 開 会

○事務局（大内総括） ただいまから第 180 回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

（１）会議の成立

○事務局（大内総括） 議事に入ります前に、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め 10 名の委員の御出席をいただいております。定足数を満たしておりますので、都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。斎藤委員におかれましては、御都合により、若干遅れる旨の御連絡をいただいております。また、高橋克子委員におかれましては、当初御出席の予定でしたが御欠席される旨の御連絡をいただいております。

傍聴される方々をお願いをいたします。会議の傍聴に当たりましてはお手元に注意事項をお配りしておりますので遵守いただきますようお願い申し上げます。また、委員の皆様におかれましては、御発言の際はマイクをお渡しいたしますので挙手をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、本日の配付資料について御説明を申し上げます。委員の皆様には、事前に議案書と議案書別冊をお渡ししております。また、机上には、委員名簿と座席図を配付しております。なお、本日はスライドを使用して議案説明を行いますので、机上配付の参考資料はございません。資料に過不足等はございませんでしょうか。

[「なし」と発言する者あり]

○事務局（大内総括） はい。それでは審議をお願いいたしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定に基づきまして、会長が行うことになっておりますので、森杉会長よろしくをお願いいたします。

（２）議事録署名人の指名

○森杉議長 それでは、ただいまから会議を開きます。まず、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。本日は、阿留多伎委員よろしく申し上げます。それから、高橋啓委員、よろしく申し上げます。

では、次に、第 179 回の審議会における議案の処理状況について、事務局から御報告をお願いします。

2 前回議案の処理報告

○事務局（尾形都市計画課長） はい。それでは、前回までの議案の処理結果につきまして御報告いたします。お手元の議案書の3ページをお開き願います。前回御審議いただいた議案でございます。前回、第179回の審議会におきまして、議案第2325号「仙塩広域都市計画道路の変更について」ほか2件について御審議いただきました。議案第2325号から2327号につきましては、処理結果の欄に記載のとおり、所定の手続きをすべて完了しております。前回議案の処理報告につきましては、以上でございます。

○森杉議長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

[「はい」と発言する者あり]

○森杉議長 はい、ありがとうございます。それでは、以上で179回の審議会における議案の処理報告を終わります。

(この頃、斎藤委員入室)

3 議案審議

○森杉議長 次に、議案審議に入ります。本日の審議案件は、議案第2328号と第2329号、この2件は、議案書の2ページのところに「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」という議案と、それから、同じく「石巻広域都市計画区域の区域区分の変更について」と、この2つであります。それで議案を審議いただくのですが、その議事の進め方についてお諮りいたします。

今いいましたように、2つの議案は、石巻広域の整備、開発及び保全の方針と区域区分ということになっています。この議案は関連性が非常に強いので、事務局からの議案の説明と、それからそれを受けての審議を一括して行いたいと思います。2つの議案をいっしょにやるということですね。説明をいただきまして、審議もいっしょにやるということです。この様に進めたいと思っております。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声)

○森杉議長 よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。

それでは議事に入ります。本日は事務局からの説明にスライドを用いるとのことでございます。会場の準備がありますので、しばらくお待ち下さい。

議案第 2328 号 石巻広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について

議案第 2329 号 石巻広域都市計画区域の区域区分の変更について

○森杉議長 はい。それでは先程申し上げました議案につきまして，事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。それでは，議案第 2328 号，2329 号，「石巻広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」及び「区域区分の変更」につきまして御説明します。

始めに，本県の都市計画区域について，御説明します。本県では都市計画法に基づき，市街地の広がりや生活圏などから一体の都市として総合的に計画し，整備，開発，保全する必要がある区域として 12 の都市計画区域を定めています。このうち，無秩序な市街化を防止し，計画的な市街化を図るため市街化区域と市街化調整区域との区分を定めている，いわゆる線引き都市計画区域，ピンク色で示している仙塩広域都市計画，石巻広域都市計画の 2 区域と，区域区分を定めず用途地域などのみを定めている非線引き都市計画区域，スライド上では水色やオレンジで示している大崎広域都市計画や仙南広域都市計画などの 10 区域とに分けられます。これら 12 の都市計画区域においては，都市計画法により，それぞれ，都市計画区域のマスタープランとなる「整備，開発及び保全の方針」を定めることとなっています。今回の議案は，線引き都市計画区域の 1 つである，石巻市，東松島市，女川町の 3 市町から構成される石巻広域都市計画区域について，県が実施した都市計画基礎調査の結果に基づいて，現行の「整開保」及び「区域区分」の見直しを行うものであります。

「整備，開発及び保全の方針」，いわゆる「整開保」については，概ね 20 年後の都市の姿を展望した上で都市計画の基本的な方向性を定めて，そのうち市街化区域の規模などについては，概ね 10 年後の将来人口予測を行った上で定めます。この将来人口予測は，直近の国勢調査を使用し，県の上位計画である県総合計画に沿って行います。また，将来の市街化区域の規模は，将来人口を算定根拠とし，市街地として必要と見込まれる面積をそのまま即地的に割り付ける方式，いわゆる人口フレーム方式により行います。

「整備，開発及び保全の方針」の策定は，基礎調査を受け，まず，市町村から案の申し出を受け，各市町との調整を終えたうえで県が案の作成をします。その後，ホームページ等により案を公表し，住民説明会を開催するほか公述希望者を募集し，公聴会を開催いたします。説明会や公聴会で得た民意を踏まえ，案を固めた後に関係機関協議などを行い，案の縦覧をし，意見書を受け付け，意見書の提出があった場合はその要旨を都市計画審議会に付議します。そして，都市計画審議会において了承をいただいたのち，変更の告示を行うという手続きになります。この様に，「整開保」の策定においては，他の都市計画と同様に都市計画法により，案の公表，説明会，公聴会，案の縦覧，意見書の受け付け，都市計画審議会付議といった段階を踏まえることにより，住民の参加や住民の意向を反映する機会を積極的に設けております。

都市計画に関するマスタープランについては，都市計画法第 6 条の 2 に規定されている県が定める「整備，開発及び保全の方針」の他に，法第 18 条の 2 により市町村が定める，「市町村の都市計画に関する基本的な方針」，いわゆる「都市マス」があります。この都市マスにつきまして

は、同じく法第 18 条の 2 により、議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに県の定める「整備保」に即して定めるものと規定されており、現行の都市マスは、石巻市が平成 21 年、東松島市が平成 22 年、女川町が平成 6 年と、いずれも震災前に定められたものです。この都市マスは、「あらかじめ公聴会の開催等、住民意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とされているのみで、市町村によっては、手続きは異なりますが、案を作成したのち、住民説明会を実施し、その後、公表しているものが多く見られます。各方針の手続きにつきましては以上です。

さて、今回、本都市計画審議会に付議する石巻広域都市計画の「整備、開発及び保全の方針」については、現行の都市計画法が昭和 43 年に制定された直後の昭和 45 年に初めて定められ、概ね 5 年ごとに、都市計画基礎調査として人口の規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積などについての現況及び将来の見通しを調査し、その結果に基づき、これまで 5 回の定期見直しを行ってまいりました。

石巻広域都市計画における、現行の「整備、開発及び保全の方針」は、平成 18 年から基礎調査を実施し、平成 17 年の国勢調査を用いて平成 19 年に策定された、県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」に沿って将来人口予測を行い、概ね 20 年後となる平成 42 年の都市の姿と、概ね 10 年後となる平成 32 年の市街化区域の規模などを定めています。都市計画基礎調査が概ね 5 年ごとに実施することと規定されていることから、当初は平成 23 年から基礎調査を行う予定でありましたが、平成 23 年 3 月に発生しました東日本大震災により、石巻を始めとする県内の市町村が甚大な被害を受けておりますことから、予定していた基礎調査は一時中断せざるを得ませんでした。

県では、この東日本大震災の影響を踏まえ、改めて各都市計画区域における「整備、開発及び保全の方針」の見直しを行うこととし、本県の 12 の都市計画区域について、その優先順位を定め、計画的かつ早急に都市計画基礎調査を実施することとしました。特に石巻広域都市計画については、被害が甚大であったことから最優先に平成 25 年度から基礎調査を実施し、震災の影響を踏まえた見直しを行うこととしました。

今回の東日本大震災において、地震に伴い発生した大津波により沿岸部の市町は、甚大な人的、また、物的被害を受けました。津波は海岸沿いの堤防を超え、はるか内陸まで遡上し、本県の沿岸部の 15 市町の行政区域約 245,000ha の約 12 % にあたる約 29,000ha が浸水したものであります。

仙塩広域都市計画では市街化区域約 25,000ha の約 10 % にあたる約 2,500ha が浸水しました。一方、石巻広域都市計画を構成する石巻市、東松島市、女川町の 3 市町では、市街化区域約 4,120ha のうち約 2,940ha が浸水し、その割合は 71 % に達しました。同じ線引き都市計画区域である仙塩広域都市計画の市街化区域における浸水割合が 10 % であるのと比較すると大変大きな割合となっています。このため、線引き都市計画においては、まず石巻広域都市計画区域を最優先に基礎調査を行い、震災の影響を踏まえた「整備、開発及び保全の方針」の見直しを行うこととしたものです。

さて、この石巻広域都市計画の「整備、開発及び保全の方針」の見直しでは、東日本大震災の影響を踏まえ、都市づくりの基本理念として 4 点を掲げております。1 つ目は「安全・安心が確保される復興まちづくり」、2 つ目は「地域経済を支え本区域の発展を牽引する産業の再生」、

3つ目は「豊かさを実感できる持続可能な多極ネットワーク型集約市街地の形成」、4つ目は「自然、歴史的資源を活かした観光機能の強化」となります。

また、これら基本理念を踏まえ、本区域の整備、開発及び保全施策を推進するために基本方針についても4点掲げています。1つ目は「震災からの復旧・復興と災害に強い都市構造への転換」、2つ目は「水産業等の復旧・復興及び高度技術産業等の集積による活力ある産業拠点の形成」、3つ目は「居住地や都市機能の集約による中心拠点等の形成とそれと連携した公共交通ネットワークの再構築」、4つ目は「特別名勝松島等の優れた自然、歴史的資源を活かした観光機能の強化」であります。「整開保」では、これらの基本理念や基本方針に基づき都市計画区域における土地利用や、都市施設の都市計画決定方針を掲げることとしており、これらの方針に即し、個々の都市計画を定めることとしています。

こちらのスライドでは先程の方針に基づいた本区域の都市の将来像を模式的にお示ししております。土地利用については、赤の円で示しているのが本区域の中心拠点であり、青の円は産業拠点を、黄色で着色している部分は住宅地をそれぞれ示しております。また、交通ネットワークについては、黒と白の線で示しているのが鉄道を、紫色の線で示しているのが自動車専用道路である三陸縦貫自動車道を、茶色の線で示しているのが国道や骨格となる主要幹線道路を示しております。なお、交通ネットワークの整備状況についてですが、平成27年5月、昨年ですが、JR仙石線とJR石巻線が全線復旧し、それに合わせて、復興のための高台での住宅地整備に伴い移転、新設した新野蒜駅や新東名駅が供用され、また、仙石線と東北本線の直通により仙台と石巻を50分台で結ぶ「仙石東北ライン」も開業したところであります。また、明日、3月26日には、復興のため住宅地整備が進められている新蛇田地区にJR石巻あゆみ野駅が供用されます。また、道路については昨年10月に三陸自動車道の石巻女川ICが供用されたほか、4車線化事業が進められており、明後日、3月27日には利府中ICから仙台港北ICまでが供用され、来年度中には石巻女川ICから桃生豊里ICまでが供用される予定となっております。これら鉄道や自動車専用道路などの広域的な交通インフラの整備により、石巻都市圏は今後ますます、仙台都市圏や他圏域との連携強化が図られるものと考えております。

石巻広域都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」における4つの基本方針の各方針について御説明します。まず始めに、「災害に強い都市構造への転換」についてです。

被災を受けた石巻広域の3市町では、被災後、震災復興計画などを定め、沿岸部の被災集落に建築基準法による災害危険区域を設定し住居の建築を制限するとともに、被災集落の高台移転や防潮堤による多重防御などの復旧復興事業を進めています。地域のまちづくりの復旧復興については、例えば、東松島市野蒜地区、石巻市離半島部、女川町中心部では上段に示しているイメージ図のように、丘陵地などの高台に新たな住宅エリアを整備し、浸水した区域は産業エリアとして土地利用を転換するというようなまちづくりが進められています。また、東松島市矢本地区や石巻市中心部などでは、スライド下段に示しているイメージ図のように、海岸沿いの防潮堤のほか、高盛土道路や防災緑地などにより、浸水からの被害を低減するまちづくりが進められています。これらのイメージ図で示した高台移転や多重防御によるまちづくりの位置については次のスライドでお示します。

こちらの図では青の線で都市計画区域を示し、濃いグレーの線で行政区域界を、赤の線で市街

化区域を示しています。紫色のハッチが災害危険区域を示し、茶色の線が高盛道路、緑色の線が防災緑地を示しており、復興特区法（東日本大震災復興特別区域法）により、新たに整備される住宅団地を黄色で着色しております。黒い破線では、先程御説明した高台移転や多重防御によるまちづくりが進められている位置を示しており、一番左側の破線A-A'の位置は東松島市の野蒜地区を示しており、右隣の破線B-B'は、東松島市東矢本駅北地区、その隣が石巻市の新蛇田地区、その隣が石巻市の新渡波地区です。一番右側の破線A-A'が女川町の中心部地区を示しており、災害危険区域に指定された沿岸地区から高台に住宅団地を整備し移転することとしております。また、半島部については、防災集団移転促進事業により、住宅地を安全な高台に移転することとしており、その位置を図面の右側、赤い丸で示している2つの地区で、防災集団移転事業が進んでいます。一部については市街化調整区域内で実施されていますが、ほとんどが都市計画区域外で実施されているということになります。なお、石巻市と女川町において災害危険区域に指定され、非可住地となった土地については産業系の土地利用へ転換され、東松島市についても産業系の土地利用を検討していると伺っております。

次に石巻広域における基本方針の2つ目、「活力ある産業拠点の形成」について御説明します。

石巻広域では、東日本大震災により水産業を中心とした地域経済が壊滅的な被害を受けたことから、地域経済を支える産業や今後の発展を牽引する活力ある産業の再生が不可欠となっております。このような産業拠点については、東松島市大曲浜地区、石巻市釜南部地区、湊西地区のように、既存の市街化区域において、住居系として土地利用されていた地区が災害危険区域に指定され非可住地となったため、その用途を産業系に変更し拠点を形成したのや、石巻市須江地区のように、内陸部の交通利便性の高い地区を新たに産業拠点として面整備したものがあります。

例えば、産業系に用途転換した地区である東松島市大曲浜地区では、土地区画整理事業により面整備が進められており、現在のところ15社の企業が進出を決めております。

こちらは、石巻市須江地区です。東日本大震災復興特区法により、市街化調整区域においても復興のための面整備が可能となりましたことから、内陸部の交通利便性の高い三陸縦貫自動車道石巻港インター周辺に新たな産業拠点を形成したもので、沿岸部で被害を受けた産業の受け皿として面整備が進められ、現在23社の企業が進出を決めており、まもなく工場等の建築が始まろうとしています。

この様に、石巻広域では、市街化区域、市街化調整区域、双方における新たな産業拠点の形成により、水産業を始めとする地域産業・経済の再生を図っていくこととしています。

次に石巻広域における基本方針の3つ目、「持続可能な集約市街地の形成」について御説明いたします。

今回の大震災により、沿岸部の既成集落の多くは災害危険区域の指定により非可住地となったことから、防災集団移転事業などにより内陸部や高台へ集団移転することとなりました。本来、開発を抑制する区域である市街化調整区域においても、東日本大震災復興特区法により、面整備が可能となったことは、先程の石巻市須江地区でも御説明しましたが、産業地だけではなく、住宅地についても、市街化調整区域での面整備が行われています。

具体的には、東松島市の野蒜北部丘陵地区、牛網地区、また東矢本駅北地区の3地区で、石巻市では新蛇田地区、あけぼの北地区、新渡波地区の3地区で、女川町では中心部地区、陸上競技

場跡地地区、宮ヶ崎地区、旭が丘地区などで面整備が行われています。

この様に特区法により市街化調整区域において面整備を行った地区は、震災により失われた可住地を市町の復興計画により生み出したものであり、秩序あるまちづくりのためには、その宅地の供給までに、建築物の用途制限などを定める必要があります。そのためには、市街化区域に編入し用途地域を定めるか、市街化調整区域のまま地区計画を定めるかのいずれかとなります。地区計画は、用途地域よりさらに細かい制限を地域の人々といっしょに考え、定めていくものですが、膨大な復旧復興事業のなかで、そのような地元との調整の熟度は、市町により差があり、石巻市と東松島市では、この市街化調整区域で面整備を行った地区に地区計画を定めましたが、女川町においては、地区計画の策定のもととなる地元調整がなかなか進んでいない状況にあります。このため、秩序あるまちづくりを進めていくために、このような地区を早急に市街化区域に編入する必要があると判断したものであります。

このことから、石巻広域における基礎調査を実施し、「整備、開発及び保全の方針」の見直しを行うこととしたものです。なお、基礎調査実施からこれまでの期間に、平成 27 年の国勢調査が実施されましたが、これについては、現在、行政区域単位の人口しか公表されておりません。行政区域より内側のゾーンとなる都市計画区域や市街化区域の将来人口予測を十分に行うことは出来ないため、早急に市街化編入の手続きを進めていく必要がある今回の見直しでは使用することは出来ませんでした。ただし、震災後の影響を十分に反映した見直しを行うには、やはり、平成 27 年の国勢調査を使用することが必要であり、次回の 7 回定期見直しについては、前倒しして、平成 28 年度から都市計画基礎調査を実施することとしています。

市街地の編入にあたっては、将来の人口予測を行い人口フレーム方式により将来の収容不可能人口を求め、そこから将来の可住地不足量を算出し、編入の可否を検討することとしております。まず、目標年となる平成 32 年の市街化区域人口を推計します。次に、都市計画基礎調査で把握した市街地の面積などの土地利用現況から目標年の可住地面積を推計します。これらにより、将来の収容不可能人口を算出し、将来の可住地不足量を推計します。

はじめに、目標年である平成 32 年における市街化区域人口の推計について御説明します。このグラフでは、縦軸が人口、横軸が時間軸としており、緑の線が石巻広域 3 市町の行政区域の人口を、青い線が都市計画区域の人口、赤い線が市街化区域の人口をそれぞれ示しております。目標年の市街化区域人口は、平成 25 年から 27 年に実施した都市計画基礎調査において、県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」における人口予測をベースに、平成 22 年の国勢調査結果を使用し、平成 25 年の住民基本台帳の人口値により補正して算出しています。緑で示している行政区域人口のグラフのうち、破線が「宮城の将来ビジョン」における人口予測を基にした前回の都市計画基礎調査による推計で、実線が今回の基礎調査により平成 25 年住民基本台帳により補正した推計になります。市街化区域人口は震災前の平成 22 年で約 144,800 人、この行政区域人口の補正と同様に市街化区域人口を補正すると、目標年の平成 32 年では約 131,200 人となり、約 13,600 人減少する推計となります。

次に、将来の可住地面積の推計について御説明します。石巻広域においては今回の津波被害により災害危険区域の指定等により可住地面積が約 1,955ha となり、19 年の都市計画基礎調査により推計した約 2,256ha から 300ha ほど減少することになります。

次に将来の収容不可能人口の推計について御説明します。石巻広域における平成 32 年の市街化区域人口は 131,200 人であることに對し、平成 32 年における可住地面積は約 1,955ha であり、収容可能人口は 120,400 人となります。したがって、その差の 10,800 人が平成 32 年における収容不可能な人口となります。

平成 32 年における収容不可能人口が 10,800 人であるため、その人口を受け止めるため、平成 32 年までに 337ha の新たな住宅用地が必要になります。これに對し今回、特区法により市街化調整区域において住宅地を整備している地区の合計面積は 315ha となり、将来、市街地として追加で必要となる区域の殆どを、この復興特区法により市街化調整区域において面整備が行われている地区から生み出すことが出来る計算となります。つまり、このような地区を市街化区域へ編入することが将来の土地利用フレーム上、可能であることが確認出来たところです。

今回、市街化区域への編入に際して、これら復興特区法により市街化調整区域において面整備が行われている地区 315ha のうち、東松島市分の 124ha を除いた 191ha 分が、今回、3 市町からの案の申し出として提出されていますので、今回見直しでは、この 191ha を編入地区とすることとしました。なお、東松島市の野蒜北部丘陵地区、牛網地区、東矢本駅北地区の 3 地区については、市街化区域と面整備を行っている区域との間の市街化調整区域の取扱いの検討に時間を要することなどの理由により、今回の見直しにおいては東松島市から申し出がなかったものですが、現況土地利用としては既に特区法により市街地としての面整備が行われており、地区計画も定めていることから、平成 31 年中に予定している次回の見直しにおいて確実に編入可能となるよう、県としても引き続き、東松島市に對して指導、助言していきたいと思ひます。

次に将来の工業用地の不足量推計について御説明します。「宮城の将来ビジョン」における製造品出荷額の推計では、石巻広域における平成 32 年の製造品出荷額は約 4,895 億円とされており、この出荷額に見合う工業用地は約 720ha と算出されます。一方、現行の市街化区域における平成 32 年の工業用地の供給面積は 595ha であり、将来における工業用地の不足量は約 125ha と算出されます。なお、災害危険区域に指定された市街化区域内において、住居系から産業系に土地利用が転換されている東松島市の大曲浜地区、石巻市の釜南部地区や湊西地区などについては、平成 32 年の工業用地の供給面積である 595ha に含んでおります。

このようなことから、今回見直しでは、石巻市から案の申し出のありました須江地区の約 21ha を編入することとしました。

スライドのイメージ図では青の一点鎖線が都市計画区域を示しており、赤の一点鎖線が現在の市街化区域内の住宅地を、赤の実線が今回市街化調整区域において整備されている住宅地を、赤い丸が市街化調整区域内や都市計画区域外の既成集落を示しており、赤からピンクの濃淡で人口密度を表現しております。また、紫のハッチが災害危険区域を示しており、今回の編入後の姿を見ると、震災前に沿岸部に点在していた、ある程度疎な密度の既成集落が被災を受け、災害危険区域に指定され、非可住地となり、既存の市街化区域に隣接する区域に可住地が移転することにより、結果的には、公共交通軸上にコンパクトに集約された新しい市街地が形成されることが解ります。また、市街化調整区域の既成集落についても、周辺集落と連携するとともに市街地と機能分担を図り、集約された市街地と連携、共存していくことにより持続可能なまちづくりに繋がっていくものと考えております。

最後に、石巻広域における基本方針の4つ目、「優れた自然環境等の保全」につきまして御説明します。

都市計画においては、当然、整備開発のみならず、保全の観点も大変重要であると考えております。石巻広域は、特別名勝松島や、三陸復興国立公園をはじめとする豊かで多様な自然環境に恵まれており、身近に緑と水にふれあうことが出来る自然を保全、再生し後世に引き継いでいく必要があります。このため、特別名勝をはじめとする各種法規制の組み合わせや、良好な自然や美しい景観を維持、保全、創造し、次世代に引き継ぐまちづくりを進めていく必要があると考えております。

3市町において実施している事業のスケジュール等について御説明いたします。東松島市の野蒜北部丘陵地区については、平成28年5月から宅地の引き渡しが始まり、平成29年度に事業が完了する予定です。牛網地区はすべての宅地が供給済みで、東矢本地区についても既に宅地の供給が開始されており、平成28年度に事業が完了する予定です。また、災害公営住宅についても全体1,010戸のうち、約65%となる648戸が完成しております。水色の線で示している多重防御の防潮堤は既に一部が完了しており、平成31年度までにはすべての防潮堤が完了する予定です。また、茶色や緑の線で示している高盛土道路や防災盛土事業については、平成29年度の完了を予定しております。

石巻市の新蛇田地区、あけぼの北地区、新渡波地区については、既に宅地の供給が開始されており、おおむね3分の1となる423区画が供給済みです。新蛇田地区は平成32年度に、あけぼの北地区は平成29年度、新渡波地区は平成30年度に事業が完了する予定です。また、災害公営住宅についても全体で4,500戸のうち、約45%の2,044戸が完成しております。多重防御の防潮堤は既に一部が完了しており、平成30年度にはすべての防潮堤が完了する予定です。また、高盛土道路や防災緑地につきましては、平成32年度の完了を予定しております。

女川町の中心部地区などの4地区については、既に供給が開始されており、おおむね6分の1の266区画が供給済みで、平成30年度に事業を完了する予定です。また、災害公営住宅についても全体864戸のうち、約30%にあたる258戸が完成となっております。多重防御の防潮堤については、平成29年度に事業が完了する予定です。

最後に、都市計画区域ではありませんが、石巻市の半島部、牡鹿半島の鮎川浜では、住宅については安全な高台に移転するため防災集団移転促進事業が実施されており、災害危険区域に指定された低地部については、拠点エリア整備事業が計画されております。

拠点エリア整備事業では、三陸復興国立公園の施設やおしかホエールランドを中心に、自力再建や商業者のための店舗関連、漁業・観光施設のほかにイベント広場などを整備する計画となっております。

以上、石巻広域都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」と「区域区分」の見直しについて、その策定の過程や基本方針、および今後の見直しの方向性を中心に説明して参りました。石巻広域では、今回、将来の土地利用フレーム上、市街化編入が可能であると判断されたことから、このような復興特区法による調整区域での面整備地区を市街化区域に編入しましたが、県内の他都市計画区域と同様、今後も人口減少の傾向は否めないものと認識しており、次回見直し時点においては、震災後の国勢調査結果を使用することとなる点からも、更なる市街化編入は相当難し

くなるものと考えておりますが、次回見直しでは、今回、一時的に保留扱いとさせていただいた、震災により非可住地となった災害危険区域の市街化調整区域への編入、いわゆる逆線引きにつきましてもしっかり検討の上、既成市街地の有効活用や集約市街地構造の形成を行いながら、広域都市計画全体で調和の取れた、持続可能なまちづくりを目指して参ります。

以上で、議案第 2328 号と 2329 号の説明を終わります。なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

○森杉議長 はい。ありがとうございました。それでは、御審議をいただきますが、審議をしていただく内容が何であるかを少し確認しておきたいと思っております。今のパワーポイントで御説明いただいたものが、書類としては、この議案書の別冊になるのでしょうか。

別冊の書類の内容がこれで良いかどうかということを確認すれば良いのか。その辺について少し説明をお願いできますか。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。別冊でお渡ししているのは「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」となります。

○森杉議長 案ですね。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。ですので、その内容と、市街化区域に編入していく部分についての御承認をいただければと思います。

○森杉議長 その区分を変更するところの図はどこにありますか。

○事務局（尾形都市計画課長） 議案書の 8 ページで、石巻広域都市計画の総括図の中です。

○森杉議長 議案書の 8 ページ。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。左の方から、あけぼの北、須江、新蛇田、新渡波、旭が丘、女川中心部、陸上競技場、宮ヶ崎と今回新たに市街化区域に入れたいという地区が 8 地区あります。その部分について市街化区域に編入することについて御審議をいただければと思います。

○森杉議長 これは区域区分の線引きの原案ですね。

○事務局（尾形都市計画課長） そうです。

○森杉議長 それと、マスタープランの案というのは、書類としてはどれになりますか。

○事務局（尾形都市計画課長） 「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」という別

冊の資料です。

○森杉議長（議案書と議案書別冊を指して）これとこれが今回の審議の対象ということですね。

○事務局（尾形都市計画課長）はい。

○森杉議長 今から御審議いただきたいのはこの2つです。この2つについて承認できるか御審議いただきたいと。こういうことでございます。

それでは、御質問等からよろしく願います。

○森杉議長 今回のマスタープランと区域区分の線引きは、従来の都市計画とはまったく状況が変わっておりますことは、皆様御存知のとおりです。復興計画そのものといっても良いような状況にありますので、特別の審議を行う必要があるということで、県の方もこのような格好で今までの都市計画ではやったことがないような推定とか、あるいは、現状の状況についての御説明をいただいたところです。

それでは、どうぞ。御質問、御意見等、承りたいと思います。

どうぞ。

○阿留多伎委員 資料の作り方について、整備、開発及び保全の方針の見直しということであれば、新旧対照表を作っていた方が見やすかったのかなと思いますが、新旧対照表がないのはどうしてでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長）作ってはおりますが、今回は、整備、開発及び保全の方針の見直し後のものを皆様にお配りさせていただきました。

○阿留多伎委員 どこがどう変わったのか。

○事務局（尾形都市計画課長）もし必要であれば、後でお配りさせていただきます。今手元ございませんので。

○斎藤委員 よろしいですか。

○森杉議長 どうぞ。

○斎藤委員 私の地元なのですが、簡単にいいますと、被災した部分が非可住地域になってその部分には住めなくなったと。その部分の面積を確保しなければいけないということで新しい新市街地をつくって、その面積がこうなりましたよと。それが、変更という理由でよろしいのですか。そのための変更ですよ。

○事務局（尾形都市計画課長） 基本的にはそういう考えになりますが、せっかくの見直しですので、人口のフレーム等を算出した上で、今回新たに復興事業として整備された新蛇田等のエリアの面積が、その将来の市街化区域に編入しても可能となる面積なのかどうかチェックした上で、入れさせていただいたということでございます。

○森杉議長 はい。どうぞ。

○阿留多伎委員 不勉強で申し訳ないのですが、多極ネットワーク型集約市街地というタイトルが書いてありますけれども、石巻以外でこの多極ネットワーク型集約市街地という名称を使っているような都市は他にあるのでしょうか。それとも石巻オリジナルの、今回の名称なのでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長） オリジナルではなくて、今後のまちづくりを考えていくためには、やはり居住地と福祉や医療や商業等の都市機能を集約して中心区域を形成し、鉄道やバス等の公共交通をネットワーク化して都市づくりをしなくてはならないだろうということで、今後の仙塩についてもそのように考えてございませし、他の大崎とかについてもこういう形でまちづくりを進めていきたいということで、言葉としては新しい言葉なのかなとは思いますが、今、仙台市さんの方でも同じような形で集約型の都市づくりを進めたいということで、このような言葉を使っています。

○阿留多伎委員 ありがとうございます。その場合、今回配っていただいた案の前半部分は前回のものと較べると大分復興色を強めて書き直されていると思うのですが、後半、個別のところになりますとかなり前回のものが生かされた形になっていて、一番最後に一覧の図、「マスタープラン図 付図」というのがありますが、これが前回の平成 22 年のものと較べてみますとあまり中身が際立って変わってはいない感じがするのですね。やはり多極ネットワーク型集約市街地という新しい考え方であれば、一番最後のマスタープランの付図の方にも何か形になって表れて欲しいと思うのですが。あまり違いがない感じがするので。あるいは、変わっているところを教えてくださいいただければ良いのですが。

前回は割とネットワークで広域的に開発をしてですね、全面市街化する、市街地になっていくような雰囲気のあるものだったと思うのですが、今回集約する場所を限定していくということで、それは公共交通機関の駅の周辺で分かるんですけども、では駅と駅との間を薄くすることが、ある程度マスタープランの図に出てこないか、結果的に言葉だけを換えて、出来上がるものは前と同じになってしまうのではという危惧があると思います。いかがでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長） 別冊 46 ページですか、マスタープランの付図で見ますと、前と変わらないのではという部分もあるのですが、既存市街地に隣接した区域に新たな市街地を形成していくということで、先程も御説明差し上げましたが、新蛇田などにつきましては、あゆみ野駅の建設地に新たな街を造っていくとか、東矢本も駅前地区であります。海側の牛網とか浜市と

かにも集落があったのですがこの辺が非可住地になって、野蒜についても沿岸部の方に集落があったものを、今回、野蒜地区の方に集約してくるということで、図上でですね、阿留多伎先生に御指摘いただいたように、もう少しきれいな形としてお示しできれば良かったと思いますが、鉄道が復活して、三陸縦貫自動車道ができて、そこの連絡性を考えた街づくりを進めていきたいという意向は示させていただけただけのかなと。

○阿留多伎委員 気持ちは分かるのですが、もう少しこの集約する部分の容積率を上げて集約しないところの容積率を下げっていくという動きがいっしょにないと、ただ市街化区域を広げただけではないかといわれかねないと思っています。だから反対するわけではないのですが、もう少し目に見える形の方が望ましいのではないかと思います。

○阿留多伎委員 いいですか。

○森杉議長 どうぞ。

○阿留多伎委員 非可住といえますか産業用地については、3年後の見直しの時にということですが、この3年間となりますと、災害危険区域にかけたところはそのまま市街化区域に残る形になりますよね。

そうすると、その間、調整区域（市街化調整区域）に入れない間は、産業用地といえますか、その災害危険区域が過剰な市街化区域状態にということになってしまうのではないかと思います。その間、建築規制というのは行われていくのでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長） 災害危険区域がかかっていますので、新たな建築行為は現在規制されている状況にあります。ただ、先生のおっしゃるとおり、野蒜近辺の市街化区域のところみたいに現在残っている状況にはありますので、東松島市としては、この地区をどうするのかということを経元の方々と、今調整を図っている段階にあります。地元にはきちんと説明した上でそのような形で動いていますが、その辺の調整がもう少しかかるということで、東松島市では野蒜のエリアとか東矢本の部分も、今回編入しませんが、この辺は地元の方々とか市街化調整区域に残されたエリアの説明の部分とか、きちんと整理した上で、次回の見直しの時に入れていきたいと。それで、先生おっしゃるとおり、災害危険区域に残っている部分が市街化区域にまだ残っておりますので、その辺は市町の方できちんと地元と話をしながら進めていくというふうを考えております。

○阿留多伎委員 初歩的な質問で申し訳ありません。災害危険区域にかかっているところは、住宅以外のものも、今建てられないのですか。

○事務局（尾形都市計画課長） 産業系につきましては、大丈夫です。

○阿留多伎委員 大丈夫ということは、企業によっては、今もっている土地にそのまま建ててしまおうという動きが出てくる可能性がありますね。そのときに、3年後に調整区域に戻すとなると、既存不適格になってしまう可能性があると思うのですが、その辺の調整はどのようにされているのでしょうか。

○事務局（尾形都市計画課長） 具体的には聞いておりませんが、東松島市の方では、その辺はきちんと土地の持ち主の方々とお話をされているとは聞いております。ですので、その辺の話はきちんとした上で進めているのだらうなと思っておりますが、具体的にどのように地元の方々に指導しているのかということは、ちょっと把握しておりません。

○阿留多伎委員 都市計画上、過剰産業用地の状態になるということが、3年間とはいえ望ましくないのではないかと思います。その辺、国交省はOKということなのでしょうか。

○事務局（櫻井土木部次長） 基本的に工業系の考え方ということだと思っておりますけれども、こちらに示すとおり、石巻地域については、かなり工業用地としては不足しているという認識を持っております。従って、従来、沿岸部で住宅地として供給していたところが、今災害危険区域となつて可住地域にはならないわけなのですけれども、当然なりわいということを考えますと、これをいわゆる産業系の土地利用に変換していくというのは、市の基本的な考え方だと思っておりますし、都市計画から見た場合においても、その産業系の部分についてはまだ余裕がございますので、当然そういう形で整理していきたいなというふうに思っております。先程来申しているとおりに、まだ27国調（平成27年国勢調査）の結果もまだ全部出てきていないものですから、次期見直しの時には、おそらく基本的には産業系を増やしつつ、人口フレーム上は、住宅系をどう整理していくかということになるかと思っておりますので、先程の質問でいえば、企業がそこで事業をより展開していくことについては、基本的な方向としては、合っているのではないかなと思っております。

○阿留多伎委員 先程の、このスライドの説明の時に、災害危険区域になっている工業用地、住宅地を調整区域の方に変えていくということでその分減らしていますというような説明があった気がしたのですが、聞き間違えていますか。

○事務局（櫻井土木部次長） そうではなくてですね、まず、災害危険区域になっている市街化区域についてはまず存置をした上で、次の見直しの時にどう整理するかということ、少しお時間をいただくということになっているところでございます。今回の転入は、いわゆる特区法で住宅用地として供給している部分についてを、まず見直しさせていただきながら、併せて、次回見直しまでは人口フレームを含めた産業のフレームも含めて、再度、もう一度やり直すと、こういうことでございます。

○阿留多伎委員 特区法で認められた部分だから市街化区域、ではなくて、特区法というのは調整

区域で住宅を建てて良いですよという話だと思うので、それが、即、市街化区域編入に結びつけてしまうというのはちょっと乱暴ではないかと思うのですが。本来であれば地区計画などで、調整区域の場合は地区計画などで対応すべきだと思います。市街化区域に本当に入れてしまっているのかなという気がするのですが。

○事務局（櫻井土木部次長）　そういう意味において、基本的な原案としては市町村さんの方からお話があって、先程の説明のとおり、東松島についてはもうちょっと整理が必要だということの中で、今回はエントリーしなかったということです。ただし、女川、それから石巻については、この際、この段階で、一度市街化区域に入れて整理をしたいということがまずあって、都市計画的に見ても将来の人口フレームから見た場合においては、さほど無理がないと理解しておりますので、今回提案させていただいたということでございます。

○阿留多伎委員　あと1つ教えていただきたいのですが、今回の見直しについての、復興整備協議会というのが出来ていて、そこで合意されたことについては、都市計画審議会の議を経たものとみなすようなことが書いてあったと思うのですが、今回のこれも、その協議会で一応は了承をされたものというような位置づけになるのですか。

○事務局（尾形都市計画課長）　復興整備協議会は調整区域でやるときに、いろいろあるのですが、林地開発の協議であったりそういったものについてですね、一堂に会して、ワンストップで進めましょうというのが復興整備協議会です。その中で、すべて議論いただいた中で、これならいいですよという了解を得た上で、土地利用計画にのせまして、その上で進めてきているというものです。

○阿留多伎委員　復興整備協議会の中で、市街化区域に入れるというところまで、協議はされているのですか。

○事務局（尾形都市計画課長）　復興特区法によって調整区域において面整備ができるということを受けて、まず事業を進めるということについて、復興整備協議会に了解をいただいています。市街化区域に入れるということについては、今回、市町の申し出によりまして都計審に諮らせていただきました。

○阿留多伎委員　協議会でもう決まっているというわけではないのですね。では、純粹に審議して構わないということですね。はい、了解しました。

そうすると、なおさら人口が減る中で産業が拡大していくという前提がすごく違和感がありますし、市街化区域を拓げるのに人口が減っていく、その居住地の面積をカウントすると入るからいいでしょみたいな感じではありますけれども、調整区域にする分があるのなら同時の方がすっきりするなと思うのですね。

もう建っているから先に市街化区域に入れましょう、調整区域の方は調整した上で後で考えま

すというのは、時系列的にずれが生じるので、都市計画としてよろしくないのではないかと考えます。

○事務局（尾形都市計画課長） 先程もちよっとお話ししましたが、石巻と東松島については地区計画がもう立てられております。ただ、女川はですね、街を再編しながら進めているということもありまして、地区計画を定めることがなかなか困難で、今回都市計画としての規制、誘導をかけるためには、やはり市街化区域に編入してしまわないと難しいということがあるのでまず入れたいと考えています。それに併せて、石巻につきましてもですね、蛇田とか渡波について、今回、市街化区域に編入したいという申し出がございましたので諮らせていただいております。将来的には、次の見直しを28年から進めていきますので、その中で調整区域の取扱いについてきちんと市町村と調整しながら、27国調をベースとして、示していきたいと考えております。

○阿留多伎委員 すみません。それでは、3年後の見直しでは、どの辺をどういうふうにするというようなことは、何か想定のようなものはあるのですか。

○事務局（尾形都市計画課長） 今回、編入を見送った東松島市の3地区、産業地への転換、そして、災害危険区域の取扱いですね。その辺を整理した上で、逆線引きも多分しなくてはならないだろうなというふうに思っています。ですので、野蒜なんかも逆線引きをしながら、人口を27国調に基づいて整理した上で判断していきます。

○阿留多伎委員 一般的には、市街化区域から調整区域への逆線というのは、非常に地権者の反対も多いのではないかと思われるので、相当気をつけないと、今回の市街化区域の拡大のまま終わってしまうのではないかと気がします。事務局は大変だと思いますけど頑張ってください。

○森杉議長 よろしいですか。ありがとうございました。

○阿留多伎委員 もう1点だけ。都市計画マスタープラン、最後の図ですが、せっかくなので、石巻の復興祈念公園をもうちょっと強調したような図が出来ないのかなと思います。やはり被災地ということで、宮城県でどんと1箇所つくるわけですから、どこに入れたら良いのかは分からないのですが、かなりはっきりと目玉みたいな形で書いていただければ、他の公園と同じような取扱いではちょっともったいないと思います。法律上の同じ扱いでというのがあるかもしれませんが、もうちょっと目玉にしてもらった方がいいのかなと思いました。以上です。

○事務局（尾形都市計画課長） 別冊44ページの図面を御覧いただくと、「公園・緑地の配置方針」という42・43ページの方に具体的に表示しておりますが、公園関係につきましては「南浜津波復興祈念公園」ということで名前は入れさせていただいています。

○森杉議長 よろしいですか皆さん。御意見ください。

○森杉議長 それでは、私の方から。先程の今回の多極ネットワーク型集約都市というのが、今回の1つ特徴だという議論があって、先程おっしゃっていただいた、高台移転と多重防御による住宅の再開発を行うに当たって拠点を強めているわけですね。前回のマスタープランと較べると、実はその拠点を強めていることのうらはらとして、先程おっしゃったように、それを強めているということを強調すべきではないかということもありましたけど、私の感じとしては、その間の、人口がなくなっていくような、限界集落と化していくような可能性だって結構出てくるのではないかと思いますよね。そうすると、10年、20年のうちには、その辺の撤退作戦も、もう仙台市もやっていますよね、実際。そのことをやっぱり、今回でなくても良いのですが、反映させていくような方針を、少し考えていかなければならないのではないですかね。

○事務局（尾形都市計画課長） 会長のおっしゃるとおり、非常に大きな問題だと思います。やはり人口減少の時代において、これまで拡大基調で市街化区域を拡げてきたところ、あるいは郊外の団地とか、あるいは、石巻においては、半島部とか、石巻の都市計画区域ではないのですがそれ以外の区域とかです。その辺が非常に人口が減ってきているというのがあってと思います。大きな課題ではあると思いますが、具体的にどうしようという話は、今後もう少し検討を加えていかなければならないと思っています。仙台市の方でも、いろいろ検討はされているとは思いますが、非常に難しい課題だと思います。

○森杉議長 難しいのですが、ただ何か少し書かないとね、どうにも見えないのですよね。要するに。先生おっしゃた様にですね、今後の展開の方向を強調するような格好に、何かいるのではないかなとそういうふうに思いますね。おそらく、また見直しが続くと思いますから、少し継続的な課題として置いておいていただいて、ここは承認するとしても、置いておいて。

女川でもやっぱりいっしょというか、拠点化していますよね。土地利用というか都市のイメージが違ってきますよね。おそらくみんなそうなるって行くんだろーと思いますから。典型的な第1号という感じがします。少し今後念頭に置いて、検討課題にさせていただくと良いのではないかなと、こう思いました。

○事務局（尾形都市計画課長） 貴重な御意見だと思いますので、念頭に置いて検討していきたいと思っています。

○森杉議長 どうぞ。

○高橋（啓）委員 確認なのですが。別冊の11ページと、それから議案書の8ページ。別冊の方は11箇所あります。議案書の方は8箇所あります。同じことだと思いますけど、正式には議案書の方の書き方だということによろしいのですか。

○事務局（尾形都市計画課長） はい。別冊11ページの方は11箇所ございまして、議案書の8ペ

ージは8箇所となっています。これは、新蛇田と新蛇田南と新蛇田第二を、図面の方では新蛇田地区と表現させていただいておると、渡波について、新渡波と新渡波西を新渡波地区にまとめて表現しているということです。

○高橋（啓）委員 それで、これは、トータル面積はあまり関係ないのですか。

○事務局（尾形都市計画課長） 面積的には、いっしょです。

○高橋（啓）委員 先程、計算したのですが、議案書の方は211.6ha、こちらが212haになりますかね、別冊の方は。正式には議案書の方ということですね、面積は。

○事務局（尾形都市計画課長） 11ページの表はですね、「約」となって、四捨五入させていただいております。

○森杉議長 ほかにございませんか。

○森杉議長 それでは、私もう1つ。観光です。御存知のとおり、東北地方は外国人の観光客の増加率がほとんどないと。他のところはだいたい倍くらい100%くらいあるのですが、まったくない。原因は書いてないのですが、原発だと思うのですよね。今までも韓国などは福島の、宮城県もそうですかね、宮城県の生鮮食料品は輸入禁止していますし、かなりのところはその風評被害的な観点で、観光の案内でも東北には行くなと書いてあるのではないかと僕は思うくらいなのですが、書いてあるかどうかは分かりませんよ、それは。

それは、1つの間違っただけというか、そういう情報に基づいて出ていることなのですよ。やはり、政府をはじめとしてですね、その影響はなくなってますよということを、何らかの格好で、国連を通じてでも僕は良いと思うのですが、そういう方向への働きかけがないと、ここで何か観光開発と書いても、これは実現しないのではないかと僕は思うのです。その点はここで議論すれば良いということではないことは分かっていますけれども、しかし、こういう時に何とかいって置いて、そういうことを知事のところにもって行ってもらって、それで総理大臣との話し合いの時に、そういうことを訴えていくというか、このことが必要なのではないかと僕は思います。

○斎藤委員 いいですか。

○森杉議長 はい。

○斎藤委員 先生おっしゃるとおりで、貴重な御意見ありがとうございます。我々、県議会の方として、そういうことを検討させていただきます。観光の特別委員会はあるのですが、おっしゃるように、本当に外国人がこの地域だけ伸びないというのは、まさしく先生おっしゃったところだと思っております。そこで、我々議会とすれば、宮城県議会としてですね、意見書なんかをだせる

んです。きちっとした形で、政府に対して。そういう形でも早速検討させていただきますから。貴重な意見ありがとうございました。

○森杉議長 ありがとうございました。よろしくお願ひします。
ほかにございせんか。どうぞ。

○阿留多伎委員 今、会長が韓国のお話をされましたけれども、関西の方、中国地方の方、九州の方、福島より北に行きたくないという話もあるようですので、ぜひ日本全国で同じような展開をお願ひしたいと。

○森杉議長 実際に原発の事故がおきたときは、もちろん、東北大学の留学生の中国の方とか、だいたい、すぐに新潟の方にとんで、飛行機ですぐに帰らせるとか、かなりの人が東日本は全滅するから、だから西日本に逃げるとか何とか、そういう危機的な状況にあったことは、僕も事実だと思うのですね。その時にメルトダウンおこしているわけですから。その被害がないわけではないと思ひますけれども、その被害が今このような状況で、出張するような重い格好であるかという、我々は住んでいるわけですから、もう、なくなっているということなのですね。あの経験がすごく印象に残っているのですよね、多分。ちょっと大きな原因だと思うのですね。そこをなくしていくような格好の観光開発が、観光の現状の復興状況を説明することだと思ひます。それで、西日本の人もやっぱり来ないということであれば、まだそういうことを考えているのですね、多分。

○事務局（尾形都市計画課長） 観光の部分とはちょっと違うのですが、我々都市計画課の隣に、復興まちづくり推進室があります。そこでは、全国に復興の進捗状況を伝えるとか、今こういう状況になっているんですよという話は、年に5回くらいは、九州に行ったり、大阪に行ったり、東京に行ったりということで、パネル展をやったり、説明する機会を設けて、状況を日本全国に発信してもらっています。いつまでも何も進んでいないのではないですよ、こういうふうになっていますよという話は、日本全国に発信してきております。

○森杉議長 御意見ありませんか。

〔「なし」の声〕

○森杉議長 御意見いろいろありましたけど、附帯意見を付けるという話ではないと思ひますので、ここはこれで、御承認いただきたいと思ひます。平成31年に見直しもあるということで、あんまりそういうことを期待してはいけませんけれども。

それでは、原案のとおり承認したいと思ひますが、よろしゅうございせんか。

〔「はい」「異議なし」の声〕

○森杉議長 ありがとうございます。

それでは、原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】議案第 2328 号：原案のとおり承認する。（賛成 11 名，反対 0 名）

【議決】議案第 2329 号：原案のとおり承認する。（賛成 11 名，反対 0 名）

4 その他

○森杉議長 以上で、本日本日予定しました審議案件はすべてです。何かございますか。

事務局の方ございますか。

○事務局（尾形都市計画課長） 特にありません。

5 閉会

○森杉議長 それでは、これで本日の会議を終了します。御協力ありがとうございました。

○事務局（大内総括） それでは、事務局から一点報告がございます。慎重な御審議をいただきましてありがとうございました。学識委員 9 名の皆様におかれましては、3 月末をもちまして任期が満了となります。2 年間に渡り、大変貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございました。

なお、9 名のうち 8 名の委員の皆様には、引き続き平成 28 年 4 月から平成 30 年 3 月までの 2 年間、再任をお願いしておりまして、現在、委嘱の手続きを進めているところでございます。お一方、東北大学の桑原委員におかれましては、御都合により、再任を辞退されるのお話ございましたので、4 月からは宮城大学の徳永幸之様に委員の就任をお願いをしているところでございます。また、新たに、法律分野の委員として、仙台弁護士会に依頼をし、法律分野の委員の選任を進めているところです。来年度も、引き続き、慎重な御審議をお願いしたいと存じます。以上、報告でございました。

以上をもちまして、第 180 回宮城県都市計画審議会を終了いたします。本日はまことにありがとうございました。

平成 28 年 3 月 25 日（金）午後 2 時 55 分 閉会